

新型コロナウイルスに係る隔離義務の終了等(10月14日以降)

【ポイント】

- 豪州連邦政府は、国家内閣(National Cabinet)を開催し、新型コロナウイルスに係る隔離義務及び所得補填制度(Pandemic Leave Disaster Payment(PLDP))について、10月14日(金)付をもって終了することに合意しました。
- NSW 州政府も、10月14日(金)以降、新型コロナウイルス陽性者の自宅隔離義務を解除すると発表しました。

【本文】

1 豪州連邦政府は、国家内閣(National Cabinet)を開催し、新型コロナウイルスに係る隔離義務及び所得補填制度(Pandemic Leave Disaster Payment(PLDP))について、10月14日(金)をもって終了することに合意しました。以下、抜粋です。本件措置に関する詳細は下記リンクを参照ください。

<https://www.pm.gov.au/media/meeting-national-cabinet-1>

(1)連邦首相及び各州首相・準州主席大臣は、新型コロナウイルスに係る隔離義務を10月14日(金)をもって終了することに合意し、各州・準州は、関連する公衆衛生法令を通じて今後変更を実施します。

(2)国家内閣は、10月14日(金)をもって所得補填制度(Pandemic Leave Disaster Payment(PLDP))を終了することに合意しました。

(3)国家内閣は、最も脆弱でリスクの高い環境にある人々を保護するため、PLDPと同様の基準により、高齢者介護、障がい者ケア、先住民のヘルスケア及び病院ケア部門の労働者を対象とした非正規動労者への的を絞った財政支援を継続することに同意しました。

(4)上記の措置は、12月の国家内閣で見直される予定です。

2 NSW 州政府は、10月14日(金)以降、新型コロナウイルス陽性者の自宅隔離義務を解除すると発表しました。ただし、福祉施設や高齢者施設等の感染リスクが高い施設については、一部の制限が継続される見込みです。NSW 州政府は、詳細は追って発表するとしています。

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/management/advice-for-confirmed>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>